

第2期末(平成16年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,216,761	預当座預金	20,328,898
現金	481,621	普通預金	1,525,191
預け金	1,735,140	貯蓄預金	10,339,857
コル口座	160,702	通蓄預金	319,874
債券取引支払保証金	4,651	通知預金	170,489
買入金銭債権	16,295	定期預金	7,213,491
特定取引資産	544,340	その他の預金	759,993
商取引有価証券	4,239	譲渡性の預金	847,076
特定取引有価証券	0	コル先マ	3,110,766
特定金融派生商品	56,620	売現先勘	323,085
その他の特定取引資産	483,479	債券取引受入担保	3,109
有価証券	5,501,412	売渡手形	28,000
国債	3,211,580	特定取引負債	42,534
地方債	163,753	売付商品債	4,595
株式	764,407	商品有価証券派生商品	10
その他の証券	1,028,324	特定金融派生商品	37,927
貸出金	333,346	借入金	605,899
引手形	18,590,575	外国為替	605,899
引形書	297,411	外国他店預り	22,286
証券	1,992,661	外国他店預り替	18,085
当座	13,584,834	未渡外店預り替	3,352
外	2,715,668	社未払外店預り替	848
外	84,004	信託勘定負債	394,060
外	16,291	その他の負債	403,849
買入外店為替	0	未決済為替	276,292
取立外店為替	33,342	未払法人税	376
その他の資産	34,369	未払法人費	3,150
未決済為替	575,284	前受収入	61,671
未払収入	116	借入金	17,312
未取引差入証券	2,907	借入金	4
先物取引差入金勘定	50,257	借入金	4,595
先物取引差入金勘定	288	借入金	105,748
保管有価証券	11	繰上引当金	11,465
金融派生商品	4,595	繰上引当金	71,969
不動産	126,563	特定債務者支援引当金	1,925
土地建物	390,543	事業再構築引当金	12,727
建設仮払金	360,249	特別法上の引当金	0
保証金	329,857	証券取引責任準備金	0
繰延税金資産	736	再評価に係る繰延税金負債	45,088
支払引当	29,655	支払承	1,348,120
繰延税金資産	13,466		
支払引当	1,348,120	負債の部合計	27,793,721
投資損失引当	790,243		
	13,118	(資本の部)	
		資本	279,928
		資本剰余金	1,751,871
		資本準備金	279,928
		その他の資本剰余金	1,471,942
		資本金及び資本準備金減少差益	1,471,942
		利益剰余金	1,399,662
		当期未処理損失	1,399,662
		当期純損失	1,415,772
		土地再評価差額金	65,912
		株式等評価差額金	120,732
		資本の部合計	818,782
資産の部合計	28,612,504	負債及び資本の部合計	28,612,504

(貸借対照表注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の時価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 2年～50年 |
| 動産 | 2年～20年 |
7. 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
8. 新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 外貨建取引等の会計処理につきましては、前期は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、17.に記載しております。
- この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方による場合と比較して、「未収収益」は112百万円減少、「未払費用」は191百万円減少、「その他の負債」は7,561百万円減少し、特定取引資産中の「特定金融派生商品」は2,450百万円増加、特定取引負債中の「特定金融派生商品」は13,143百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は5,569百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は2,487百万円増加、「繰延ヘッジ利益」は29百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。
- また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当期からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方による場合と比較して、「その他の負債」は1,369百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は6,842百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は8,212百万円増加しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び下記32.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
- なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は798,667百万円であります。
11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度に一括して損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生
の翌期から損益処理 |
- なお、会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間期末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「その他の資産」は50,595百万円減少し、「税引前当期純損失」は50,595百万円増加しております。
- また、当社は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。
- 当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。この処理に伴い、

「税引前当期純損失」は 26,144 百万円増加し、また、当期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は、111,961 百万円であります。

13. 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。

14. 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却、店舗統廃合及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理等に併い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 44,147 百万円、繰延ヘッジ利益は 61,813 百万円であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第 25 号による経過措置を適用していましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

証券取引責任準備金	0 百万円	証券取引法第 65 条の 2 第 7 項において準用する同法第 51 条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 32 条に定めるところにより算出した額を計上しております。
-----------	-------	--

21. 子会社の株式及び出資総額 99,843 百万円

22. 子会社に対する金銭債権総額 80,946 百万円

23. 子会社に対する金銭債務総額 629,561 百万円

24. 支配株主に対する金銭債権総額 303,850 百万円

25. 支配株主に対する金銭債務総額 207,330 百万円

26. 動産不動産の減価償却累計額 140,480 百万円

27. 動産不動産の減損損失累計額 15,443 百万円

28. 動産不動産の圧縮記帳額 46,539 百万円

29. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

30. 貸出金のうち、破綻先債権額は 25,880 百万円、延滞債権額は 696,746 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

31. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 29,093 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

32. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 689,632 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

33. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,441,351 百万円であります。

なお、30. から 33. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

34. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 330,754 百万円であります。

35. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	316,139 百万円
有価証券	3,038,461 百万円
貸出金	395,740 百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	435,000 百万円
売現先勘定	313,087 百万円
債券貸借取引受入担保金	3,109 百万円
売渡手形	28,000 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 84 百万円、有価証券 537,024 百万円及びその他の資産 27,791 百万円を差し入れております。

36. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。

なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 47,738 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 59,203 百万円であります。

37. 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法により公示された価格（平成 10 年 1 月 1 日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 41,995 百万円

38. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 518,459 百万円が含まれております。

39. 社債には、劣後特約付社債 325,360 百万円が含まれております。

40. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 569,057 百万円であります。

41. 1 株当たりの純資産額 53 円 83 銭

42. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、149,447 百万円であります。

43. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー及び短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。以下 46. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	487,719 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	0 百万円

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社・子法人等株式	31,335 百万円	72,931 百万円	41,595 百万円
合 計	31,335 百万円	72,931 百万円	41,595 百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	518,371 百万円	711,899 百万円	193,528 百万円	201,184 百万円	7,655 百万円
債券	3,823,222	3,821,992	1,229	8,983	10,213
国債	3,213,795	3,211,580	2,214	6,181	8,396
地方債	163,573	163,753	180	1,555	1,375
社債	445,853	446,657	804	1,246	441
その他	283,660	294,684	11,023	12,165	1,141
合 計	4,625,254 百万円	4,828,577 百万円	203,322 百万円	222,333 百万円	19,011 百万円

なお、上記の評価差額 から繰延税金負債 82,589 百万円を差し引いた額 120,732 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について 32 百万円減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券の発行会社による債務者区分に従い、次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先：時価が取得原価に比べて 30% 以上下落

上記以外の先：時価が取得原価に比べて 50% 以上下落

44. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
7,816,781 百万円	142,485 百万円	62,586 百万円

45. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	77,602 百万円
関連法人等株式	17,075 百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	203,739 百万円
非上場債券	317,749 百万円

46. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	547,789 百万円	3,216,240 百万円	135,241 百万円	240,470 百万円
国債	426,916	2,464,652	89,604	230,407
地方債	2,043	135,382	26,327	
社債	118,829	616,204	19,310	10,063
その他	500	221,602	416	21,161
合計	548,289 百万円	3,437,842 百万円	135,657 百万円	261,632 百万円

円

47. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 36,223 百万円含まれております。

48. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,297,837 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 6,231,021 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

49. 当期末における退職給付引当金及び前払年金費用並びに同引当金と相殺又は前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	厚生年金基金	合計
退職給付引当金 （退職給付信託の年金資産控除前）	61,571 百万円	- 百万円	61,571 百万円
前払年金費用 （退職給付信託の年金資産加算前）	-	10,987	10,987
退職給付信託の年金資産 （未認識の数理計算上の差異を除く）	67,742	124,863	192,606
退職給付引当金 （退職給付信託の年金資産控除後）	-	-	-
前払年金費用	6,171	135,851	142,023

また、当期末の退職給付債務等は、次のとおりであります。

退職給付債務	483,402 百万円
年金資産（時価）	501,754
未積立退職給付債務	18,352
未認識年金資産	18,352
未認識数理計算上の差異	142,023
貸借対照表計上額の純額	142,023
前払年金費用	142,023
退職給付引当金	-

50. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日）が平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度に係る財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより「税引前当期純損失」は 15,443 百万円増加しております。

51. 商法第 375 条第 1 項及び銀行法第 5 条第 3 項の規定に基づき資本金の取崩しを、商法第 289 条第 2 項及び銀行法第 18 条第 2 項の規定に基づき資本準備金の取崩しを、当期中に行っております。これに伴い、「資本金」は 771,871 百万円、「資本準備金」は 700,071 百万円各々減少し、その他資本剰余金中の「資本金及び資本準備金減少差益」は 1,471,942 百万円増加しております。

52. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 16 年 4 月 12 日付内閣府令第 40 号）により改正されたことに伴い、従来、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金は、「減資差益」及び「資本準備金減少差益」として表示しておりましたが、当期からは「資本金及び資本準備金減少差益」として一括して表示しております。

(損益計算書注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- | | |
|--------------------|-------------|
| 2. 子会社との取引による収益総額 | 4,569 百万円 |
| 子会社との取引による費用総額 | 145,892 百万円 |
| 3. 支配株主との取引による収益総額 | 3,166 百万円 |
| 支配株主との取引による費用総額 | 10,149 百万円 |
| 4. 1株当たり当期純損失金額 | 58 円 12 銭 |
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
7. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうちの一部の営業用店舗について 627 百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について 14,816 百万円の減損損失を計上しております。
- 上記減損損失の合計のうち、土地は 10,584 百万円、建物は 4,427 百万円、動産は 303 百万円、保証金権利金は 127 百万円であります。
- 稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。
- 廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取扱っております。
- 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。
- なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを 5.7%で割り引いて算定しております。
8. 「その他の経常費用」には、
- | | |
|-------|-------------|
| 債権放棄損 | 220,178 百万円 |
| 債権売却損 | 167,508 百万円 |
- を含んでおります。
9. 「その他の特別利益」には、
- | | |
|--|------------|
| 東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付された事業税及び加算金 | 13,127 百万円 |
| 賞与引当金戻入益 | 4,044 百万円 |
- を含んでおります。
10. 「その他の特別損失」には、
- | | |
|---|------------|
| 事業再構築引当金繰入額 | 12,727 百万円 |
| 事業再構築に係る損失
(集中再生期間における資産・収益構造改革のためのアウトソーシング、店舗統廃合、希望退職制度の実施に伴うもの等) | 57,434 百万円 |
| 退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額 | 54,811 百万円 |
| 厚生年金基金代行部分返上に伴う損失 | 26,144 百万円 |
| 元本補てん契約のある信託財産に対する損失 | 1,180 百万円 |
- を含んでおります。
11. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 4 月 12 日付内閣府令第 40 号)により改正されたことに伴い、前期において区分掲記していた「税引前当期損失」及び「当期損失」は、当期からは「税引前当期純損失」及び「当期純損失」として表示しております。

第2期 損失処理計算書

(単位:円)

科 目	金 額
(当期末処理損失の処理)	
当 期 未 処 理 損 失	1,399,662,063,040
損 失 処 理 額	1,399,662,063,040
そ の 他 資 本 剰 余 金 取 崩 額	1,399,662,063,040
次 期 繰 越 損 失	0
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	1,471,942,551,834
そ の 他 資 本 剰 余 金 処 分 額	1,399,662,063,040
当 期 未 処 理 損 失 の 処 理 に 充 当	1,399,662,063,040
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 額	72,280,488,794

(損失処理の理由、及び利益の処分又は損失の処理に関する中長期的な方針)

当社は、持続的な黒字経営への体質転換を目指し、将来のリスク要因を積極的に排除・極小化するための財務改革を断行いたしました。この結果、大幅な損失計上にいたしました。当該損失につきましては、これに対処すべく、あらかじめ平成16年3月29日に資本金及び資本準備金を減少し、資本金及び資本準備金減少差益に計上しております。今期の損失の処理につきましては、未処理損失を翌期に繰り越さないとの観点より、資本金及び資本準備金減少差益を取崩し、当期末処理損失をてん補することといたしました。

今後の利益の処分等につきましては、自己資本の充実と親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から配当政策を決定してまいります。